

の任命にあたっては、関係主務大臣へ協議するものとすること。

第12 一定の法律違反行為に対しては、罰則を規定するものとすること。

第13 本法施行前から技術士の名称を使用している者に対しては、一定期間その名称の使用を許容するものとすること。

(2) 技術士法案の国会審議

技術士法案は、科学技術庁を主軸として各省及び日本技術士会とがおりおり協議し、技術士となる資格から科学技術庁長官の認定者を削除することだけを訂正して、昭和32年3月9日法制局を通過し、同年同月15日閣議決定された。

次いで技術士法案は、3月24日第26国会に政府提案として上程され、3月29日衆議院科学技術振興対策特別委員会で採決、翌30日衆議院本会議で可決された。

このように技術士法案は衆議院で可決、引き続き参議院商工委員会で審議採決、5月13日参議院本会議で可決されたが、技術士の業務内容を法定するに際し、その業務を特権業務とせず、単に名称の独占にとどめるとした点については将来に希望をつなぐため、衆議院本会議で可決された直後、昭和32年4月、技術士法の速やかな制定を求める要望書が日本技術士会から出されたが、同要望書の中に、技術士法案の問題点として、法案の成立施行後、技術士が各技術分野にわたり充実強化をみたときに、本法案を改正して、技術士に独占業務を付与することを強調している。

なお、技術士法案の審議の過程において、参議院議員提案に基づく付加条文として、第6章に日本技術士会が定められ、その設立については第36条で、目的については第37条でそれぞれ明文化され、昭和32年5月20日、法律第124号が制定された。

3. 第1回技術士本試験の実施(昭和33年7月)

第1回の技術士本試験が、昭和33年7月6日(日)に筆記試験、同年同月7日(月)~9日(水)の3日間口頭試験が東京会場1箇所において行われた。

当時の技術部門は、機械、船舶、航空機、電気、化学、繊維、金属、鉱業、建設、水道、衛生工学、農業、林業、水産、生産管理、応用理学であり、試験は16技術部門、73試験科目に分かれて行われた。

技術士の資格に対する認定制度が技術士法の政府提案の段階で削除されたため、いかなる著名な技術者といえども、この技術士本試験に関する限り、1人として木戸御免はなかった。

当時82歳の井上匡四郎日本技術士会会长も、2週間位前から外国文献などを調べ、試験場に臨まれたという。

先の技術士法案の審議の中で「そんなむずかしい試験が実際にできるのですか」と国会でもダメ押しの発言が

多かったと聞いている。もしこの試験に一流の技術者がこぞってソッポを向くということがあれば、ことは逆効果になりかねない。そのような懸念も多少あったが、当日の技術士本試験の会場は、各界のベテラン技術者がキラ星のように席をつらね、まことに豪華な試験となった。

ある若いエンジニアは「及落は問題ではない。このデラックスな試験に参加できたことで感激です」と言った話が残っている。また北海道から遠路上京し、受験した中年の紳士は「まったく老い込んではいられません。何だか若返ったような気がします」と述懐していたという。

ともかく第1回の技術士本試験の実施は、日本全国の技術者に何らかの刺戟を与えたことは確かであった。

昭和33年度の第1回技術士本試験の受験者数は1,635人、合格者数は991人、登録者数は345人、日本技術士会入会者数は211人であった。

4. 技術士法全面改正に至るまでの改正案と審議経過

昭和32年5月技術士法は制定され一応の宿望を達したが、その内容については必ずしも満足すべきものではなかった。現行法においては、技術士の性格が明確さを欠き、また単に名称の独占にとどまり、何ら特権が付与されておらず、技術士業務の育成をはかるには不十分なものであるとの考えが強かった。

4.1 技術士に特権業務を付与することを主目的とする法改正の活動

(1) 特権業務委員会及び技術士法研究委員会の法改正案

技術士に付与すべき特権業務については、技術士法制定に先立ち、これを法案の中でどう性格づけるべきかについて当時の旧日本技術士会で研究されてきたが、技術士法政府案が国会に上程された際には、特権業務がないので、法律制度の意義が少ないという意見がかなり多かった。しかし、社会情報と法案通過の時期を考慮して、特権業務の付与については、社会的認識の高まるのを待って次の段階で考えるということで、原案の通過に努力した経緯がある。

昭和34年7月7日、理事会で特権業務委員会を設置する発議を受けて委員会を設置し、技術士法改正についての検討を行い、特権業務を技術士法に規定せず別建とする試案Aと、特権業務を付与する場合の試案Bの2つの試案を作成し、昭和35年12月31日理事会に提出した。その後検討試案の審議を継続して行うに当たり、委員会の検討の対象は必ずしも特権業務だけでなく、広く技術士法の見直しを行うものであることから、委員会の名称を玉置正治会長の提唱により昭和37年6月「技術士法研究委員会」とし、技術士法改正のための調査、審議を重ね、技術士の特権業務、技術士法の性格及び技術士の登録業務の委任又は譲渡等を内容とする改正案を、昭和37年10月の理事会に提出し採択された。